

【年金財形（国債コース）】

2020年4月1日を効力発生日として、勤労者財産形成年金貯蓄約款を下記のとおり変更します。

1. 新旧対照表

(変更箇所は、下線部)

新	旧
<p><u>第1条（約款の趣旨）</u> この約款は、<u>お客様</u>（以下「申込者」といいます。）とSMB C日興証券株式会社（以下「当社」といいます。）との間の勤労者財産形成促進法（以下「財形法」といいます。）にもとづく勤労者財産形成年金貯蓄（以下「財形年金貯蓄」といいます。）にかかる有価証券の買付け等に関する取決めです。当社は、この約款にしたがって「勤労者財産形成年金貯蓄契約」（以下「財形年金貯蓄契約」といいます。）を申込者と締結<u>します</u>。</p>	<p><u>（約款の趣旨）</u> <u>第1条</u> この約款は、<u>お客さま</u>（以下「申込者」といいます。）とSMB C日興証券株式会社（以下「当社」といいます。）との間の勤労者財産形成促進法に<u>基づく</u>勤労者財産形成年金貯蓄（以下「財形年金貯蓄」といいます。）にかかる有価証券の買付け等に関する取決めです。当社は、この約款にしたがって「勤労者財産形成年金貯蓄契約」（以下「財形年金貯蓄契約」といいます。）を申込者と締結<u>いたします</u>。</p>
<p><u>第2条（財形年金貯蓄の要件）</u> 1. <u>申込者は財形法第2条に定める勤労者に限られます</u>。 2. この財形年金貯蓄は、<u>財形法第6条第2項の規定にもとづいて行うものとします</u>。したがって、少なくとも次の要件を満たす必要があります。 (1)～(4)（省略） (5)有価証券の買付けにあてるための金銭は、<u>以下のものであること</u>。 <u>イ. 事業主が勤労者に支払う給与等から控除した金銭であること</u>。 <u>ロ. 財産形成給付金および財産形成基金給付金（最終払込日までに支払われるべき満期給付金に限る）にかかる金銭であること</u>。 <u>ハ. 財形法第6条第6項にもとづく預替えにより預替え前の財形貯蓄取扱機関から移管された金銭（以下「預替え金」といいます。）であること</u>。</p>	<p><u>（財形年金貯蓄の要件）</u> <u>第2条</u> 申込者は<u>勤労者財産形成促進法（以下「促進法」といいます。）</u>第2条に定める勤労者に限られます。 2. この財形年金貯蓄は、<u>促進法第6条第2項の規定に基づいて行うものとします</u>。したがって、少なくとも次の要件を満たす必要があります。 (1)～(4)（省略） (5)有価証券の買付けにあてるための金銭は、<u>事業主が勤労者に支払う給与等から控除した金銭、事業主が奨励金として拠出した金銭、促進法第6条第6項に基づく預替えにより預替え前の財形貯蓄取扱機関から移管された金銭（以下「預替え金」といいます。）</u>であること。</p>
<p><u>第3条（財形年金貯蓄契約および申込方法）</u> 1. <u>財形年金貯蓄契約により、当社が取扱うコースおよび有価証券の種類は次のとおりとします</u>。 (表省略) (削除) 2. <u>申込者は、所定の「財産形成年金貯蓄申込書」（以下「申込書」といいます。）に必要事項を記入のうえ署名捺印し、これを申込者の事業主または財形法第14条第2項に定める事務代行団体（以下「事業主等」といいます。）を通じて当社に提出することによって財形年金貯蓄契約を申込むものとします</u>。 3. (省略) 4. <u>申込者が、財形年金貯蓄契約にかかる有価証券につき財産形成非課税年金貯蓄制度の適用を受けようとする場合は、租税特別措置法第4条の3の規定にもとづいて「財産形成非課税年金貯蓄申告書」および「同申込書」を当社に提出していただきます</u>。</p>	<p><u>（財形年金貯蓄契約および申込方法）</u> <u>第3条</u> 財形年金貯蓄契約により、当社が取扱う有価証券の種類は次のとおりと<u>いたします</u>。 (表省略) 2. <u>申込者は買付けを希望する場合、前項にかかせるコースの財形年金貯蓄契約を申込むものとします</u>。 3. <u>前項の申込みは、申込者が所定の「勤労者財産形成年金貯蓄契約申込書」（以下「申込書」といいます。）に必要事項を記入のうえ署名、捺印し、これを申込者の事業主または促進法第14条に定める事務代行団体（以下「事業主等」といいます。）を通じて当社に提出することによって財形年金貯蓄契約を申込むものとします</u>。 4. (省略) (新設)</p>
<p><u>第4条（金銭の払込み）</u> 1. (省略) (1)～(2)（省略） <u>(3)払込金が財産形成給付金または財産形成基金給付金にかかる金銭である場合は、給付金・基金取扱機関、一括支</u></p>	<p><u>（金銭の払込み）</u> <u>第4条</u> (省略) (1)～(2)（省略） (新設)</p>

新	旧
<p><u>払機関もしくは事業主等が当社に払込みます。</u></p> <p>(4) (省略)</p> <p>2. (省略)</p>	<p>(3) (省略)</p> <p>2. (省略)</p>
<p><u>第6条 (買付時期・価額)</u></p> <p>1. (省略)</p> <p>2. (省略)</p> <p>3. 第1項の規定にかかわらず、財形年金貯蓄契約に<u>もとづき</u>買付ける有価証券の募入平均利回りがゼロ%以下の場合には、当社は、申込者からの払込金、果実および償還金の受入れに<u>もとづいて</u>生じた預り金（以下「払込金等」といいます。）による当該有価証券の買付けを休止し、当該利回りがゼロ%<u>超</u>となり、当該有価証券の買付けが再開されるまでの間、申込者からの払込金等を預り金として管理します。</p>	<p><u>(買付時期・価額)</u></p> <p><u>第6条</u> (省略)</p> <p>2. (省略)</p> <p>3. 第1項の規定にかかわらず、財形年金貯蓄契約に<u>基づき</u>買付ける有価証券の募入平均利回りがゼロ%以下の場合には、当社は、申込者からの払込金、果実および償還金の受入れに<u>基づいて</u>生じた預り金（以下「払込金等」といいます。）による当該有価証券の買付けを休止し、当該利回りがゼロ%<u>以上</u>となり、当該有価証券の買付けが再開されるまでの間、申込者からの払込金等を預り金として管理します。</p>
<p><u>第11条 (解 約)</u></p> <p>1. (省略)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2)財形年金貯蓄の要件を満たさなくなったとき。</p> <p>(3) (省略)</p> <p>2. ～3. (省略)</p>	<p><u>(解 約)</u></p> <p><u>第11条</u> (省略)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2)財形年金貯蓄の要件を満たさなくなったとき。<u>(重度障害、災害、疾病その他これらに類するやむを得ない事情を含む。)</u></p> <p>(3) (省略)</p> <p>2. ～3. (省略)</p>
<p><u>第14条 (この約款の変更)</u></p> <p><u>この約款は、法令諸規則の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第548条の4の規定にもとづき改定されることがあります。当社は、同条の規定に従い、改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期をインターネットの利用またはその他相当の方法により周知します。</u></p>	(新設)
<p><u>第15条 (その他)</u></p> <p>1. (省略)</p> <p>2. (省略)</p> <p>3. <u>申込者あて、当社によりなされた諸通知が、転居、不在その他申込者の責めに帰すべき事由により、延着し、または到着しなかった場合においては、通常到達すべきときに到着したものとして取り扱うことができるものとし</u>ます。</p>	<p><u>(その他)</u></p> <p><u>第14条</u> (省略)</p> <p>2. (省略)</p> <p>3. <u>この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要を生じたときは、改訂されることがあります。</u></p>

2. 上記1. 新旧対照表記載以外の形式的な変更

(変更箇所は、下線部)

変更後の約款における該当箇所	新	旧
各条の見出しと第1項の冒頭	<u>第●条 (●●●●)</u>	<u>(●●●●)</u>
	1. . . .	第●条 . . .
第3条第3項	<u>します</u>	<u>いたします</u>
第4条第1項第1号・第2号、第5条第1項、	<u>もとづいて</u>	<u>基づいて</u>
第6条第1項	<u>その都度遅滞なく</u>	<u>そのつど速やかに</u>
第9条第1項	<u>お客様</u>	<u>お客さま</u>
第9条第1項、第13条	<u>もとづく</u>	<u>基づく</u>
第15条第2項第1号	<u>もとづき</u>	<u>基づき</u>
第15条第2項第3号	<u>取引</u>	<u>買付け</u>

以上